令和８年度
豊島区会計年度任用職員（スクール・スキップサポーター）募集案内

令和8年11月13日

豊　　島　　区

１．任用予定数及び職務内容

区分	職名	任用予定数	職務内容
会計年度任用職員	スクール・ スキップ サポーター	若干名	子どもスキップ及び区立小学校にて、特別な支援を要する児童への心身の健全な発達・成長にかかる遊び・生活習慣の指導、支援及び安全管理に関すること。その他、学童クラブを含む児童の遊びの見守りや指導等、任命権者が必要と認める事項に関すること。

２．勤務条件

任用予定日	令和９年１月１日以降
任用期間	令和９年１月１日以降から令和９年３月３１日まで ※ 勤務成績が良好な場合、公募によらず、再度の任用を行うことがあります。
条件付採用期間	原則１か月 ※ 任用の都度、条件付採用期間があります。
週休日	原則として日曜、祝日　※土曜日勤務あり
勤務日数 及び 勤務時間	月16日、7時間45分勤務、1か月あたり124時間勤務（休憩時間は除く） 【1日の仕事の流れ】 ８時から１９時15分までの間で指定する７時間45分勤務（休憩時間は除く） 午前：学校にて勤務 （休憩） 午後：子どもスキップにて勤務 ※ 勤務時間帯は勤務場所、月によって異なる場合があります。 ※ 夏休み等学校休業日は、8時から19時15分までの間で指定する7時間45分勤務（休憩時間は除く）で原則子どもスキップのみの勤務となります。
勤務場所	区内22か所の区立小学校および子どもスキップのうち、いずれか1か所
時間外労働	原則なし　※ただし、区民対応等緊急時に可能性あり
報酬額	月額257,000円程度（地域手当相当報酬を含む。） ※条例等の定めるところにより金額が変更される場合があります。
諸手当報酬等 （地域手当相当を除く。）	通勤手当相当及び期末・勤勉手当は、要件に該当した場合に支給されます。
休暇制度等	年次有給休暇、夏季休暇、公民権行使等休暇、育児時間、災害休暇、病気休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、生理休暇、介護休暇等 ※　一部、勤務要件を満たす必要があります。
社会保険制度	各法令で設けられている加入要件を満たすと、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険の適用があります。 ※各保険により、要件は異なりますのでご注意ください。
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。 （服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）
その他	・給与等支給日：原則毎月15日 ・支払方法：口座振込（本人名義のものに限る） ・災害時、その他緊急時対応が必要な場合、職務内容以外の業務を行うことがあります。
募集事業者名	豊島区

３．応募資格

採用日現在、次のいずれかに該当する方（**応募時に資格証明書の写しを添付のこと**）

⑴教員免許状を有する者
⑵児童福祉法施行令に定める保育士の資格を有する者
⑶臨床心理士又は公認心理師法に定める公認心理師の資格を有する者
⑷看護師免許を有する者
⑸精神保健福祉法に定める精神保健福祉士

※ 上記⑴、⑵に該当する方は「学童指導員」を併願することができます。併願を希望する場合は申込書の「職名」欄の職名を二つとも丸で囲んでください。
また、学童指導員の課題論文も提出してください。

また、地方公務員法第16条の規定に基づき、以下に該当する方は受験できません。

―地方公務員法第16条（欠格条項）―

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
１　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
２　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
３　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
４　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

４．応募方法

本職への申込みを希望する場合は、**豊島区会計年度任用職員採用選考申込書、自己申告書**を印刷及び必要事項を記入のうえ、下記による**課題論文、資格証明書の写しを添えて**、下記申し込み先へ持参または郵送をお願いいたします。受付後、面接の日時をご連絡いたします。

※持参の場合、受付は土・日曜、祝日を除く午前９時から午後５時まで。

※郵送の場合は、封筒表面に「会計年度任用職員採用選考申込在中」と朱書きし、簡易書留により郵送してください。簡易書留によらないものの事故については対応いたしかねます。

【募集期間】
随時（定員に達し次第募集を終了します。応募前にご連絡をお願いいたします。）

【留意事項】
○ 採用選考面接は、応募書類受付後に調整を行い、日時をご連絡いたします。
○ 豊島区会計年度任用職員採用選考申込書、課題論文、資格証明書の写しは返却しません。
○ 豊島区会計年度任用職員採用選考申込書を記入する際は、「作成上の注意点」をよく読んでください。
○ 豊島区会計年度任用職員採用選考申込書記載の個人情報については、試験及び手続きに必要な範囲内で利用します。

＜申し込み先（応募書類提出先）＞
〒171-8422　豊島区南池袋2-45-1
豊島区教育部放課後対策課管理グループ（豊島区役所本庁舎7階）

＜豊島区会計年度任用職員採用選考申込書＞
申込書は、教育部放課後対策課で配布しています。
また、区ホームページからもダウンロードできます。
（URL：https://www.city.toshima.lg.jp/477/2509191710.html）

５．選考方法等

課題論文	詳細は下記に記載。
面接試験	平日の開庁時間内に実施。
場所	豊島区役所内　※案内図参照
合否連絡	面接後、おおむね１０日以内に合否にかかわらず受験者全員に通知でご連絡いたします。なお、電話等による問い合わせには対応いたしかねます。

【課題論文】

あなたはスクール・スキップサポーターとして、支援を要する児童に対し、障害者差別解消法による「合理的配慮」のあり方を踏まえ、どのように対応していくか、その考えを 800 字程度で述べなさい。

（作成上の注意事項）

1、**Ａ４横書き**の原稿用紙（20×20）を使用する。
2、1 行目の行頭に氏名と受験職種（スクール・スキップサポーター）を記入する。
3、本文は 2 行目から書き始める。
4、手書きの場合、青又は黒色のペンもしくはボールペンを使用する。
　鉛筆書き、修正インクの使用は不可。
5、パソコンを使用する場合の書式は、上記１の原稿用紙（20×20）の設定で作成し、**片面で**印刷する。

６．注意事項

豊島区は、子どもスキップ学童クラブ事業について、令和８年12月25日施行の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための設置に関する法律（令和6年法律第69号。以下、「こども性暴力防止法」という。）」に基づく認定申請を行う予定です。

豊島区が認定を受けた場合、本業務へ従事するに当たっては、こども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科が確認された場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、本職種に従事させない等の措置を講ずる必要があるため、申込みの際に特定性犯罪の前科の有無を申告いただきます。さらに、特定性犯罪の前科がない旨の申告があったものの、実際には特定性犯罪の前科が確認された場合は、「重要な経歴の詐称」として合格を通知した後であってもこれを取り消します。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は以下参照条文をご確認ください。

（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）（抄）
（定義）
第二条（略）
７ この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。
一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
三 児童福祉法第六十条第一項の罪
四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為
８ この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの
附 則
（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）
第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。
一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪
２ 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。
（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）
第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第440号）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

7．求職者等へのセクシュアルハラスメント防止について

豊島区では、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に基づき、公正な職員採用活動の実施とセクシュアルハラスメントの防止に努めています。また、求職活動等の過程で不安や被害を感じた場合の相談窓口を設けています。詳細は区ホームページ（https://www.city.toshima.lg.jp/598/kuse/jinji/harassment/sekuhara.html）をご覧ください。

8. 問い合わせ先

豊島区教育部放課後対策課管理グループ
TEL　03-4566-2786（平日９：00～17：00）
Email：A0029610@city.toshima.lg.jp

【豊島区役所本庁舎・案内図】



Ⓐ「東池袋1丁目」バス停・都バス「都 02 乙系統」・「草 63-2 系統」
Ⓑ「豊島区役所」バス停・国際興業バス「池 07 系統」
Ⓒ「東池袋駅」・東京メトロ有楽町線（駅～庁舎間地下通路）
Ⓓ「東池袋四丁目」・都電荒川線
Ⓔ「都電雑司ヶ谷」・都電荒川線

（選考試験場所）豊島区役所内（豊島区南池袋 2-45-1）